

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 手形法第八十三条及び小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令(法務三九)
- 消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五二)

〔告 示〕

- 円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の口上書の交換に関する件(外務三七〇)
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働三二〇)
- 保安林の指定実施要件を変更する件(農林水産一六七七、一六九七)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件(経済産業一七九)
- 船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定をした件(国土交通一〇七五、一〇七六)
- 道路に関する件(関東地方整備局二九三、二九四)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中国地方整備局公示(中国地方整備局)

公聴会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について(厚生労働省)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他

省

令

○法務省令第三十九号
手形法(昭和七年法律第二十号)第八十三条及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の全部を改正する省令を次のように定める。
令和四年十月二十七日
法務大臣 葉梨 康弘

手形法第八十三条及び小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令
手形法(昭和七年法律第二十号)第八十三条及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)第六十九条の規定により指定する手形交換所は、電子交換所(一般社団法人全国銀行協会が設置するもの)とする。

附 則

この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

○厚生労働省令第五十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の施行に伴い、並びに消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十三条及び医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十四条の七の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和四年十月二十七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

消費生活協同組合法施行規則の一部改正
消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(貸付事業の運営に関する措置) 第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一、四十六 (略) 四十七 貸付けの契約に基づく債権の回収をするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしな いたための措置 イ、チ (略)</p>	<p>(貸付事業の運営に関する措置) 第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。 一、四十六 (略) 四十七 貸付けの契約に基づく債権の回収をするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしな いたための措置 イ、チ (略)</p>

<p>由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること</p> <p>又(略)</p> <p>四十八、五十七(略)</p> <p>2、13(略)</p>	<p>をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること</p> <p>又(略)</p> <p>四十八、五十七(略)</p> <p>2、13(略)</p>
--	---

第二條 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(社会医療法人債管理補助者の資格)</p> <p>第三十三条の十七の二 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十四条の三に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士</p> <p>二 弁護士法人</p> <p>三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人</p>	<p>(社会医療法人債管理補助者の資格)</p> <p>第三十三条の十七の二 法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十四条の三に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士</p> <p>二 弁護士法人</p> <p>(新設)</p>

附則 この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。

告示

○外務省告示第三百七十号
令和四年十月三日にウランバートルで、円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の平成二十六年三月十一日付けの交換公文に従ってモンゴル国政府に供与されることになった工学系高等教育支援計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がモンゴル国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により令和九年六月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、モンゴル国政府との間に行われた。

令和四年十月二十七日
外務大臣 林 芳正

○厚生労働省告示第三百二十号
次に掲げる組織えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第2のDに規定する安全性審査の手続を経たので、組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百三十三号)第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和四年十月二十七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品名又は品目	名	株	申請者
シクロロキサン、シクロロキサン、シクロロキサン、シクロロキサン	Bacillus subtilis NT105 (GHYT2Aopt) 株を利	用して生産されたシクロロキサン、シクロロキサン	日本食品化工株式会社

○農林水産省告示第六百七十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和四年十月二十七日
農林水産大臣 野村 哲郎

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 2 下條村(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百七十八号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和四年十月二十七日
農林水産大臣 野村 哲郎

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 4 富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 4 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百七十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和四年十月二十七日
農林水産大臣 野村 哲郎

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 4 富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 4 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百八十一号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和四年十月二十七日
農林水産大臣 野村 哲郎

- 一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所 長野県下伊那郡下條村(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 4 富士見町(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 4 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第六百八十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する。

令和四年十月二十七日
農林水産大臣 野村 哲郎